

6月以降の新型コロナウイルス感染症への対応ガイドライン

平素より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

弊社では、お客様と従業員及びその家族の安全確保と感染症予防・防止を最優先に考え、以下の通り「6月以降の新型コロナウイルス感染症への対応ガイドライン」を策定し、感染拡大防止に努めることをお知らせいたします。

■ 新型コロナウイルス感染症への対応ガイドラインの詳細

1. 感染症予防行動について

- 1) 出勤時ならびに帰宅時や外出先から戻った際は、手洗い・うがい・手指消毒を励行する。
- 2) 常に室内の換気を心掛ける。各拠点においても感染予防に努める。
- 3) 業務及び業務外に関わらず、不要不急の外出や出張、イベント・催事等への参加を自粛する。
- 4) 通勤ラッシュを避けるために2時間前後の時差通勤制度を活用する。
- 5) 昼食での「密」を避けるためにスライド制昼休憩時間を採用する。
- 6) 基礎疾患（糖尿病、心不全、呼吸器疾患など）を有し重症化するリスクが高い方や妊娠中の方、その他特別な配慮を必要とする場合には、上記の施策及びリモートワークなどの措置を講じ感染リスクを下げる。
- 7) 会員制交流サイト（SNS）やインターネットの情報サイト等での誤った情報や意見に振り回されず冷静に対応する。
- 8) 外部関係機関等より本件に関する問い合わせがあった場合は、総務部に速やかに連絡する。

2. 新型コロナウイルスに感染した疑いがある場合

- 1) 新型コロナウイルスの感染が疑われる場合は、保健所に連絡した上で指定医療機関を受診する。新型コロナウイルスに感染していることが確認された場合は、速やかに医師の診断に基づいた措置をとり、治療・回復に努めるとともに、医師による入社許可が下りるまでは自宅待機とする。また、総務部及び直属の上司に速やかに連絡を行う。

3. 新型コロナウイルスに罹患した人と濃厚接触をした場合

- 1) 症状の有無に関わらず、1～2週間は自宅待機とし、業務が可能であれば在宅勤務を行う。また同居家族が罹患した場合も、同様の措置を執る。

4. その他

- 1) 本ガイドラインは、今後の感染拡大（又は縮小）の推移や国・自治体の指導や方針により変更する場合がある。

《相談・問い合わせ先》

日本測地設計株式会社 総務部 TEL：03-3362-4291